

## 公益社団法人船橋青色申告会 受講料等規程

### (目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人船橋青色申告会（以下「本会」という。）の受講料等に関し、必要な事項を定めることを目的とし、事業の効率化及び透明性を図るものとする。

### (定 義)

第 2 条 受講料等とは、本会が催行する個別相談会、研修会、講習会等に出席又は参加するために負担する受講料、参加費、相談料及び記帳代行等に伴う代行料をいう。

### (受講料等の金額)

第 3 条 前条に関する金額は、本会が予め定めた別表 1 の金額とする。

### (キャンセル料)

第 4 条 申込者が、その参加若しくは受講のキャンセルをする場合、本会事務局に連絡を行い、別表 2 において定めたキャンセル料を請求するものとする。

### (改 廃)

第 5 条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

### 附 則

- 1 この規程は、本会が公益認定を受け、移行の登記をした日から施行する。
- 2 この規程の一部変更及び追加（別紙 1）は、平成 29 年 11 月 27 日から施行する。
- 3 この規程の一部変更及び追加（別紙 1）は、令和 3 年 9 月 29 日から施行する。

## 【別表1】

## 公益社団法人 船橋青色申告会

## 受講料等一覧

分類	内容	構成員・非会員	料金	
記帳個別支援	記帳等相談会	会員	0円	
		準会員	2,500円 (1回30分まで)	
		非会員	3,000円 (1回30分まで)	
	源泉所得税相談会	会員	0円	
		準会員	2,500円 (1回30分まで)	
		非会員	3,000円 (1回30分まで)	
	年末調整相談会	会員	0円	
		準会員	3,500円 (1回30分まで)	
		非会員	4,000円 (1回30分まで)	
	決算申告相談会(所得税)	会員	予約期間中	0円
			予約期間外	1,000円
		家族会員※1 (原則:1家族1名迄)	内容に応じて決定。 原則1家族1名:1,000円 (代理送信利用者は0円)	
		準会員※2	0円	
		準会員※3	13,000円 (3回まで相談可能)	
		非会員	15,000円 (3回まで相談可能)	
決算申告相談会(消費税)		会員	3,000円 2,000円(e-Tax送信者)	
	準会員	4,500円		
	非会員	5,000円		
専門家による相談会(税理士・弁護士・社労士)	会員	0円		
	準会員	0円		
	非会員	0円		
各種セミナー等	青色申告説明会	会員	0円	
		準会員	0円	
		非会員	0円	
	パソコン会計講習会	会員	3,000円	
		準会員	4,500円	
		非会員	5,000円	
各種セミナー等	会員	内容により実費 相当額を徴収。		
	準会員			
	非会員			
個別記帳支援事業	記帳代行・決算代行	会員	内容に応じて決定。 原則:1ヶ月5,000円	
その他	会計ソフトデータ帳簿全部印刷 (但しBRA・弥生に限る)	会員	2,000円	
	上記会計ソフトデータ帳簿一部印刷 (但しBRA・弥生に限る)	会員	一つの勘定科目の印刷につき 500円	
	会計ソフトデータ・代理送信等の(A4白紙) 決算書・申告書(提出用及び控用)印刷 (但しBRA・弥生に限る)	会員	0円	
		準会員	500円	
		非会員	1,000円	
	上記会計ソフトデータ・代理送信等の 決算書・申告書(提出用及び控用)再印刷 (但しBRA・弥生に限る)	会員	500円	
		準会員		
非会員				
源泉所得税関係過年度帳票類印刷 (源泉徴収簿・源泉徴収票等)	会員	1回につき500円		
受講料及び各種セミナー以外	会員	内容により実費 相当額を徴収。		
	準会員			
	非会員			

※1:家族会員の相談内容は給与収入・年金収入の方、事業所得者及び不動産所得者は青色申告特別控除10万円控除適用者(65万円又は55万円控除者は除く)で年間の収入が300万円未満の方。

※2:準会員で相談内容が給与収入・年金収入の方。

※3:※2以外の相談内容の準会員。

令和3年9月29日より施行

【別表2】

公益社団法人 船橋青色申告会  
キャンセル料一覧

分類	キャンセル日	キャンセル料
個別相談会等	実施日の前日まで	0円
各種セミナー等	実施日当日	0円